図1 徴収方法について

## <平成21年度>(22年度以降に新たに特別徴収の対象になる人も同様)

|  | 徴収方法  | 普通       | 徴収       | 特別徴収     |          |          |
|--|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
|  | 納付時期※ | 6月       | 8月       | 10月      | 12月      | 2月 —     |
|  | 徴収税額  | 年税額の4分の1 | 年税額の4分の1 | 年税額の6分の1 | 年税額の6分の1 | 年税額の6分の1 |
|  |       | (3万円)    | (3万円)    | (2万円)    | (2万円)    | (2万円)    |

|  | <次年度> ┌──── |     |      |                           |        |                  |   |                  |
|--|-------------|-----|------|---------------------------|--------|------------------|---|------------------|
|  | 徴収方法        |     | 特別徴収 |                           |        |                  |   |                  |
|  |             |     | 仮徴収  |                           |        | 本徴収              |   |                  |
|  | 納付時期※       | 4   | 月    | 6月                        | 8月     | 10月              | 12月                                     | 2月               |
|  |             | 徴収額 |      | 前年度2月の<br>徴収額と同額<br>(2万円) | 削年及と月の | を除いた年税<br>額の3分の1 | 仮徴収した額<br>を除いた年税<br>額の3分の1<br>(2万1000円) | を除いた年税<br>額の3分の1 |

(カッコ内は年税額12万3000円の場合を想定)

(カッコ内は年税額12万円の場合を想定)

(※)納付時期…普通徴収の6.8月はそれぞれ1.2期の納期を、特別徴収の各月は公的年金の支払 月を示します

## 65歳以上の 市県民税

V

平成21年10月から△

現在、

## 的 了 年 金 別 徴

収

始

ま

ります

き)により納付していただいて たは給与からの特別徴収(天引 付書か口座振替による納付)ま かる市県民税は、普通徴収(納 公的年金等の所得にか 生じません。 得にかかる市県民税は、普通徴 変更することで、新たな負担は 798 • 35 • 3267) ※65歳未満の公的年金等の所 問合せは市民税グループ(ロ

# 実施時期

0

別徴収は、平成21年10月からス する金額については、6月に普 通徴収にかかる決定通知とあわ せてお知らせします(22年度以 ートします。なお、特別徴収 市県民税の公的年金からの特

税の利便性の向上を図るために

この変更は、年金受給者の納

実施するものです。納付方法を

らの特別徴収」に変更になりま 税の納付方法が、「公的年金か

的年金等の所得にかかる市県民 成21年10月から、65歳以上の公

このたび税制改正により、平

収により納付していただきます

降も特別徴収する金額は6月に 通知します)。

# ○特別徴収の対象者

 $\sim$ 

現在65歳以上の公的年金の受給 特別徴収の対象は、4月1日 市県民税の納税義務者で

保険料・長寿医療保険料(また の対象でない人▽所得税・介護 老齢基礎年金等の年額が18万円 未満の人▽介護保険の特別徴収 1日以降に市外に転出した人▽ 件に該当する人は対象外▽1月 は国民健康保険料)と、市県民 ※ただし、次のいずれかの要 収または給与からの特別徴収に なります。

# ○徴収の方法

12月、来年2月の年金支給時に の1ずつを6・8月に普通徴収 します。 6分の1ずつ特別徴収します。 残りの年税額を、10・

税額の合計が年金受給額を上回

ど、他の所得にかかる市県民税 を除く)から特別徴収します。 額は、老齢基礎年金や、昭和の れていない障害年金、遺族年金 徴収の対象になります。その税 年以前の制度による老齢年金ま た税額が、公的年金からの特別 金など公的年金等の所得に応じ には退職年金等(課税対象とさ なお、給与所得や事業所得な

2月の年金支給時に3分の1ず

つ特別徴収(本徴収)します

(図1参照)。

平成21年度は、年税額の4分

場合などは、特別徴収を中止し

税額を普通徴収で納付していた たきます。 た場合、 なお、特別徴収が中止になっ 特別徴収済額を除いた

# ○対象になる税額等

る人

厚生年金、共済年金、企業年 なお、22年度以降に新たに特別 法で徴収します。

いた年税額を、10・12月、来年 収)します。仮徴収した額を除 の年金支給時に特別徴収(仮徴 徴収の対象になる人も同様の方 分の特別徴収額を4・6・8月 次年度からは、前年度の2月

# ○特別徴収の中止

なった場合や、公的年金等の所 ど、前記の特別徴収の対象外に くなったり、市外に転出するな 得にかかる税額に変更があった 年度途中に公的年金を受けな

については、従来どおり普通徴

害のある人が安心して働き続け の就労機会の拡大とともに、障

◆官公署から

ることができるように支援して

図るため、催告を続けています。 日納税相談」を開催します。

このたび5月23・24日に「休 滞納市税の早期収納を 勤

利用ください。なお、当日は正談に来られない人などはぜひご 面玄関からお 人りください。

役所本庁舎2階)で

- 午後5時に納税グループ(市

【相談時間・会場】午前9時

5月23・24日の土・日曜

務などの都合で、平日に納税相

納税について案内しています

人はページ下参照)でも市税や

※市のホームページ(アドレ

## 相 談

 $\circ$   $\circ$  തെ  $\circ$  തവ  $\circ$   $\circ$ 

問合せは納税グループ(ロフ

納

## 納期限はいずれも 6月1日

固定資産税·都市計画税

軽自動車税

自動車税 (県税)

納税通知書の発送日は次のとお りです。

【納税通知書の発送日】 税…5月11日 ※軽自動車税、 固定資産税・都市計画税の納税通 知書は発送済

【問合せ先】固定資産税・都市 計画税…資産税グループ(0798 ・35・3269) ▷軽自動車税… 税務管理グループ(0798・35・ 3209) ▷納税については納税グ プ (0798・35・3287) ▷自動車税…県西宮県税事務所  $(0798 \cdot 23 \cdot 7788)$ 

※コンビニエンスストアでも納 税できます。取扱い店舗は、送付 したそれぞれの納税通知書をご覧

## 公的年金からの特別徴収制度について

公的年金からの特別徴収制度は、従来から、介護保険制度と長寿医療 制度(後期高齢者医療制度)の保険料について実施しています。また、 本紙4月10日号でお知らせしたとおり、国民健康保険料についても、 10月以降、公的年金からの特別徴収が始まります。

ここでは、10月から始まる市県民税と国民健康保険料の公的年金か らの特別徴収制度について、相違点などを紹介します(下表参照)。

## ■市県民税と国民健康保険料の公的年金からの特別徴収について

|                | 市県民税  | 国民健康保険料※  |
|----------------|---|---|
| 特別徴収する<br>公的年金 | 本人の老齢基礎年金等  | 世帯主の老齢基礎年金等、障害<br>年金、遺族年金   |
| 対象者            | 個人単位で判定<br>前年に公的年金等所得があり、<br>老齢基礎年金等を18万円以上<br>受給している65歳以上の市県<br>民税の納税義務者 | 世帯単位で判定<br>次のいずれの要件も満たす人▷<br>世帯主が国民健康保険の加入者<br>で年額18万円以上の老齢基礎<br>年金等や障害年金、遺族年金を<br>受給している▷世帯内の被保険<br>者全員が65歳以上75歳未満 |
| 口座振替の選択の可否     | 公的年金からの特別徴収になる場合、口座振替は選択できません   | 特別徴収の代わりに、口座振替<br>を選択できる場合があります   |
| 特別徴収をしない場合     | 所得税・介護保険料・長寿医療保険料(または国民健康保険料)と、市県民税額の合計が年金受給額を上回る場合、特別徴収しません              | 介護保険料と国民健康保険料の合計額が世帯主の年金受給額の2分の1を上回る場合、特別徴収しません   |

(※)国民健康保険料の公的年金からの特別徴収については国保収納グループ (0798・35・3091) へ問合せを

8.69.3757) < 0

【日程】 5月27日~31日の午

問合せは北口図書館(079

ます。保存期限切れの雑誌約2

000冊を配布します。

雑誌の市民無料配布」を実施し

《おわびと

訂正》

北口図書館は、「リサイクル

北口図書館

リサイクル雑誌

無料配布

へ持参を

※募集要項は5月11

日~18日に同

課で配布します

◆市から

18日~6月12

日の執務時間中に 定の申込書を5月

申込

所

障害福祉課

(市役所本庁舎1階

0798.35.3767)

いきます。

## 活支援センター」 へを募集します 同センターは、 市は、「西宮市障害者就労生 障害のある人 を運営する法

1日生まれ

31日は5時)

# 運営法人を募集

前10時~午後8時(30日は6 障害者就労生活支援センター 訂正します。 は次のとおりです。おわびして ~19年4月1日生まれ▽3歳児 れ▽2歳児…平成18年4月2日 (0798·35·3165)<° 年4月2日~ :平成17年 問合せは保育所事業グループ 【訂正内容】1歳児…平成19 20年4月1日生ま 月2日~18年4月

## ます。活動資金のご協力をお願 護活動など人道的活動をしてい えられながら、国内外で災害救 福祉協議会(0798・34・ いします。問合せは西宮市社会 本赤十字社は、社費や寄付に支 ●5月は赤十字運動月間

日

特集」の公立保育所一覧の(注) て、誤りがありました。正しく に表記している対象年齢につい 本紙4月10日号10面「保育所

2時から西宮市大学交流センタ ーで ◆その他

【日時・会場】6月3日午後

(06.6428.0062)

を対象に「新規学卒求人説明 採用選考にかかる説明など。 月新規学卒者の求人申込および 会」を開催します。平成22年3 問合せはハローワーク尼崎 ハローワーク尼崎は、事業主

# 新規学卒求人説明会

対象は事業主

西宮市ホームページ/http://www.nishi.or.jp/